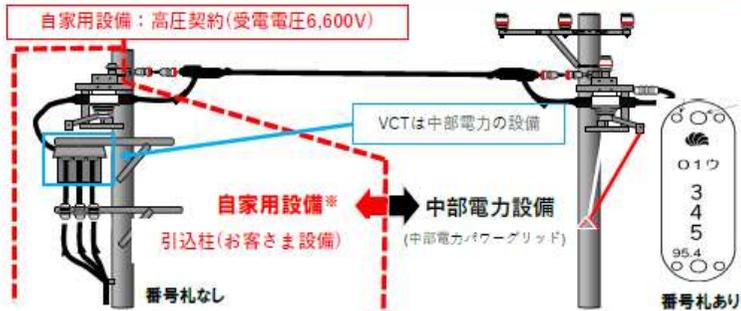
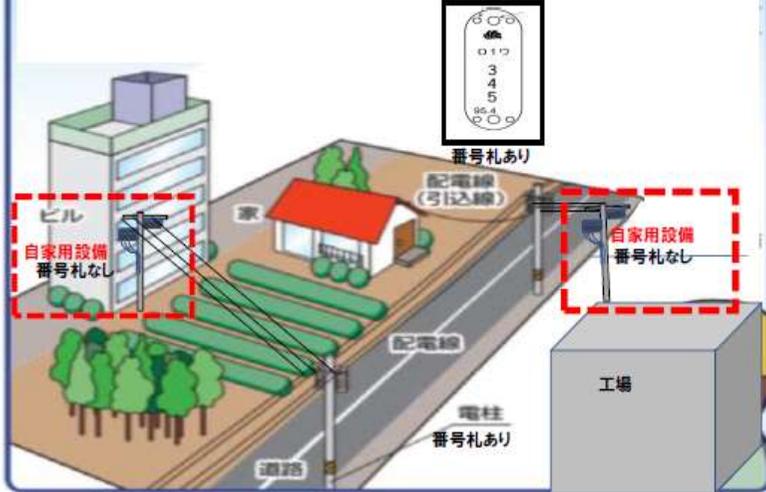


自家用(お客さま)設備への防護管取付時のお願い

自家用設備への防護管取付は、工場やビルの電気設備を保守管理する「電気主任技術者」との調整が必要となります。

現地の確認をして下さい

電気設備には、自家用設備と中部電力パワーグリッド設備がございます。



電気主任技術者のお名前と連絡先及び

調整結果(防護管取付内容等)をお知らせ下さい。

※6,600V以上の電圧のお客さま用設備のことを一般的に「自家用設備」と言い、経済産業省令により自家用設備を監督する「電気主任技術者」(有資格者)を選任するよう定められています。

電気主任技術者との調整結果をお客さま提出防護範囲(事例1・2)の通りご提出いただきますと、受付センター防護区分の記載後(事例1・2)の通り、防護取付の区分を記載してご案内いたします。

お客さま提出の防護範囲(事例1)	受付センター防護区分の記載後(事例1)
<p>赤色で防護取付が必要な範囲を記載</p>	<p>緑色：お客さまにて防護取付範囲 赤色：中部電力PG防護取付範囲</p>
お客さま提出の防護範囲(事例2)	受付センター防護区分の記載後(事例2)
<p>オレンジ色で防護取付が必要な範囲を記載</p>	<p>黒色：お客さまにて防護取付範囲 赤色：中部電力PG防護取付範囲</p>